

第4章 だれもが安心して健康に暮らせるまち

施策 14

高齢者が元気に暮らせる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

高齢者の生きがい・健康づくりを図るため、ゲートボール大会、芸能大会、趣味の作品展や世代間交流グラウンドゴルフ大会などを実施しました。

また、高齢者が居宅で自立した生活を送ることができるよう軽度生活援助事業や緊急時通報システム事業等の生活支援サービスを行うほか、単身高齢者の見守り活動の一環として、暑さ対策を兼ねた熱中症予防グッズを配布するなど、新たな視点による慰問事業にも取り組んでいます。

これら高齢福祉サービスに関する市民アンケート等を基に「熊谷市高齢社会対策基本計画」を策定し、高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスを受けられる地域づくりを進めています。

現状と課題

平成23年10月現在、本市の65歳以上の高齢者は44,694人、高齢化率は21.9%で、市民の5人に1人が65歳以上の高齢者となっております。平成27年には^{注1}団塊の世代の全てが高齢者に加わり、平成29年10月には、高齢化率27.4%、4人に1人は高齢者となることを見込まれています。

このような急速に進展する高齢社会を見据え、今後とも高齢者が地域において元気で自立した生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、地域における見守り活動の推進や軽度生活援助等の生活支援サービスの充実を図る一方、高齢者の豊富な知識や経験を地域活動やボランティア活動に生かせる仕組みづくりが求められています。

また、介護サービスが必要になったときには、居宅において適切かつ質の高いサービスが受けられるよう^{注2}保険者と連携を密にしながら、介護予防、健康づくり、生活支援、生きがい対策等を高齢者ニーズに合わせて推進していく必要があります。

^{注1} 団塊の世代：昭和22年から昭和24年生まれの世代。

^{注2} 保険者：大里広域市町村圏組合を指す。熊谷市、深谷市及び寄居町で構成している。

基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って楽しく老後を暮らせるよう豊富な知識や経験を発揮できる場を提供することにより、高齢者の社会貢献と自立を促進します。

また、高齢者が要介護状態やねたきりにならないよう介護予防・自立生活支援の推進に向けて各種サービス等の整備・充実に取り組みます。

施策の体系

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 高齢者が元気に暮らせる環境をつくる | 23 高齢者の生きがいの場を広げる |
| | 24 生活支援サービスを充実する |
| | 25 介護予防施策を充実する |

単位施策


23 高齢者の生きがいの場を広げる

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援するとともに、様々な催しを開催します。また、高齢者の就業を支援するなど、高齢者の生きがいの場を広げます。

主な事業

- ・生きがいと健康づくり事業

(高齢者ゲートボール大会、高齢者芸能大会、グラウンドゴルフ大会、趣味の作品展)

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
趣味の活動やスポーツに生きがいを感じている高齢者の割合	66.6%	70%	93%	95% (75%) 
催し物へ参加した高齢者数	1,581人	2,000人	1,481人	2,400人 (2,400人)

24 生活支援サービスを充実する

高齢者が、要介護状態やねたきりにならないよう介護予防や自立生活の支援を行う各種サービスの充実に取り組みます。

主な事業

- ・日常生活用具給付等事業
- ・緊急時通報システム事業
- ・ふとん乾燥サービス事業
- ・敬老マッサージ・鍼灸サービス事業
- ・軽度生活援助事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
各種生活支援サービスの利用者数	2,460人	3,000人	3,026人	3,600人 (3,600人)

単位施策



25 介護予防施策を充実する

介護保険制度における介護予防メニューに加え、既存施設を活用した介護予防教室など、介護予防メニューの充実を図るとともに、介護予防の選択ができるよう情報提供します。

また、地域で自発的・自主的な介護予防のための取組が実施されるよう支援します。

主な事業

・介護予防対策事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
介護予防講習会等の参加者数	5,292人	6,500人	15,731人	19,600人 (7,800人) 
高齢者の健(検)診の受診者数	15,500人	19,000人	22,989人	28,700人 (23,000人) 

(空白のページ)

前期基本計画での取組状況

「障害者自立支援法」が平成 18 年度に施行され、障害種別（身体・知的・精神）ごとに分かれていた福祉サービスが共通の制度として統一されるとともに、サービスの提供主体が市町村に一元化されました。

このように福祉サービスの提供主体が市の責務となったことを受け、適切な福祉サービスの支給決定や利用者ニーズに応じた支援を図ったことにより、居宅介護や施設の入通所等のサービス利用者は、平成 23 年度には法施行当初に比較し、約 1.6 倍の延べ約 14,000 人にまで増加しています。

また、「障害者相談支援センター」や「障害者就労支援センター」を始め関係機関等との連携により、「入所施設から地域生活」「施設から一般就労」それぞれへの移行者は、ともに増加するなど、障害者の雇用機会の拡大と社会参加の支援・促進を図っています。

現状と課題

平成 23 年度末現在、本市の人口の約 4%にあたる約 8,200 人が障害者手帳を所持しています。高齢化の進展により 65 歳以上の高齢者がそのうちの過半数を占めている状況を踏まえ、高齢者の福祉施策との連携を図りながら障害福祉サービスを提供することが重要となっています。

また、障害者が住み慣れた地域で自立できるよう就労による自立支援を推進するには、経済情勢を反映した厳しい雇用環境下においても、家族・地域コミュニティー・NPO 及び企業等による支援に併せ、適切な福祉サービスの提供を始め雇用促進のための啓発活動や就労機会の拡大を進めるなど、引き続きその支援の充実・強化が求められています。

平成 25 年度からは、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」として施行されることとなっています。障害者の範囲に難病等が加わるなど、これまでの制度の谷間を埋める法改正を踏まえ、利用者の拡大やサービスの充実に向け、適切に対応する必要があります。

基本方針

日常生活から就労に至るまで、障害の種別・程度・状態やニーズに応じた適切な支援により、障害者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策の体系

- 障害者が暮らしやすい環境をつくる 26 障害者の自立と社会参加を支援する
 27 障害者への福祉サービスを充実する



単位施策

26 障害者の自立と社会参加を支援する

障害者が地域で自立していくために、社会生活に必要な援助を行い、社会参加を支援します。また、関係機関と連携を図りながら雇用促進のための啓発活動や雇用機会の拡大を進めます。

主な事業

- ・社会参加への支援
- ・文化スポーツ活動への支援
- ・就労支援施策の推進

成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
入所施設から地域生活への移行者数（累計）	3人	15人	18人	40人 (30人) 
施設から一般就労への移行者数（累計）	1人	14人	28人	60人 (17人) 

27 障害者への福祉サービスを充実する

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう障害者のニーズに対応した計画的なサービス提供体制の整備を進め、福祉サービスの充実を図ります。

主な事業

- ・相談体制の整備
- ・福祉サービスの充実
- ・住宅環境の整備促進

成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
居宅介護サービスの利用時間数（月間）	1,600時間	2,400時間	2,420時間	2,700時間 (2,700時間)

前期基本計画での取組状況

女性の社会進出の拡大や核家族化などを背景とする保育所・児童クラブでの保育需要に応えるため、保育所は駅前保育所と認定こども園を1か所ずつ新設するなど、延べ13か所で260人、児童クラブでは8か所を新設し275人の定員増をそれぞれ進めてきたことにより、待機児童数は年々減少しています。

こども医療費については、平成18年6月以降「入院」の窓口無料化を小・中学生まで拡大し、平成20年6月以降「通院」についても同様に拡大するとともに、平成23年4月以降は、ひとり親家庭等も対象にその窓口無料化を行うなど、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図っています。

また、地域子育て支援拠点については、7か所から18か所にまで整備・充実を図り、おおむね1中学校区1か所の目標を達成し、子育て中の親子の交流の場、育児不安等の相談・指導の場として利用されています。

現状と課題

少子化・核家族化とともに、昔ながらの地域社会のつながりを前提とした地域の子育て力が弱まる中、子育て家庭の孤立感や不安感、育児負担感の軽減はもとより、仕事と子育ての両立に向けた社会環境の整備が求められています。

このため、熊谷市の将来を担うこども達を、社会の宝として生み育てることに喜びと幸せを感じながら、安心して楽しく子育てができる環境を整えるには、地域で子育て家庭を支え合う気運を高める一方、保育所、地域子育て支援拠点施設、児童クラブを計画的に整備・充実を図る必要があります。

また、児童相談体制の強化、関係機関との連携など、協力のできる環境をさらに充実させ、要保護児童とその家庭への適切な支援を行うことが求められています。

基本方針

地域の人材や施設等を生かした子育てにやさしい地域の環境づくり、すべての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり、未来を担うこども達が安心して健やかに成長できる環境づくりを目指します。

施策の体系

楽しく子育てできる環境をつくる 28 子育てしやすい環境を整備する

単位施策


28 子育てしやすい環境を整備する

共働きの家庭等の児童を保育所や児童クラブで保育するとともに、家庭で子育てをしている保護者からの相談や交流の場となる地域子育て支援拠点施設を整備することにより、すべての子育て家庭を支援する環境を整備します。

また、要保護児童とその保護者への支援及び児童虐待の早期発見・予防対策の推進に努めます。

主な事業

- ・子育て支援拠点施設の充実
- ・一時保育（一時預かり事業）など多様な保育の提供
- ・放課後児童クラブの整備
- ・乳幼児等への医療費助成
- ・児童相談体制の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
子育てしやすいと思っている市民の割合	41%	60%	50%	70% (70%)
子育て支援拠点施設の数	7か所	17か所	18か所	^{注1} ー (17か所)
子育て支援拠点施設年間利用者数	29,052人	71,000人	75,355人	80,000人 (78,000人) 
放課後児童クラブの待機児童数	ー	ー	32人	0人

注1 ー：目指していた17か所の整備を達成したため、子育て支援拠点施設の充実を目指して、開設日数の増や開設時間延長などにより内容の充実を図ることとしました。

前期基本計画での取組状況

誰もが安心して健康に暮せるまちづくりを推進するため、「熊谷市地域福祉計画」を策定しました。この計画では「市民参加による地域福祉の推進」、「地域ネットワークによる支え合いの構築」、「福祉サービスの適切な利用の推進」、「安全で安心できる生活環境の実現」の4つの施策を目標に掲げ、地域福祉の充実を図っています。

また、「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、平成23年4月には要援護者名簿を作成するとともに、この名簿情報が民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織において、適切かつ効果的に活用できるよう東日本大震災を教訓とする地域の見守りづくりにも取り組んでいます。

現状と課題

少子高齢社会の進行や家族・地域のつながりの希薄化等を背景に、一人暮らしで日常的な家族の支援が受けられない高齢者等の孤立・虐待など、様々な地域課題が生じています。

このような状況の中、自治会や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等が相互に連携し、地域を見守り、支え合えることができるようなネットワークづくりに取り組む一方、地域支え合いの核となるボランティアを発掘するとともに、ボランティア活動の担い手となるリーダーを養成することが求められています。

また、要援護者名簿が災害時の避難支援や日常の見守り活動において、適切・的確に活用されるような環境を整備するとともに、要援護者名簿の一層の充実・整備を図るなど、災害時も視野に入れた地域支え合いの仕組みづくりにも努める必要があります。

基本方針

地域住民の参加と行動により、地域住民全てで支える地域福祉の仕組みをつくります。
また、地域を支える人材と福祉ボランティア組織の育成を推進します。

施策の体系

地域で支え合う心をはぐくむ 29 地域で支え合う仕組みをつくる

単位施策

29 地域で支え合う仕組みをつくる

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においては、とりわけ大切な人材であり、地域社会を支える担い手です。今後も、ボランティアの活動意欲・意思を尊重しつつ、思いやりの心・支え合い助け合うという心の涵養^{かん}に取り組み、福祉ボランティアの発掘・養成、福祉ボランティア組織の育成を進めます。

主な事業

- ・ 地域福祉計画の見直し
- ・ 災害時要援護者名簿の整備
- ・ 社会福祉協議会との連携

(福祉ボランティア情報発信の充実、福祉ボランティア組織の育成・支援)

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 〔前期基本計画でのめざそう値10年後〕
福祉ボランティア数	1,188人	1,400人	1,406人	1,800人 (1,800人)
災害時要援護者名簿登録者数	—	—	3,155人	4,000人

前期基本計画での取組状況

市民の健康づくりを支援するため、熊谷市健康増進計画に基づき、生活習慣病の予防対策に重点を置いた食生活改善のための料理教室や保健師等による健康相談、スポーツ教室などを開催するとともに、健康管理のためのがん検診、特定健康診査等を実施しました。

また、国内観測史上最高気温を記録した本市では、全国初となる「熱中症情報等発信システム」の導入や、「まちなかオアシス事業」、「熱中症予防グッズ（クールスカーフ）配布事業」など、様々な熱中症予防事業を実施しました。

現状と課題

近年、生活習慣病に起因した、がん、心疾患、脳血管疾患等が増加しています。そのため、食生活をはじめ運動不足やストレスの解消等の日常生活習慣全体の改善が必要であることから、疾病の発生を予防するための健康づくり運動を推進するとともに、そのような運動に取り組む市民を支援するための環境づくりが重要となっています。

また、本市の国民健康保険事業については、財政的に健全な運営を行いつつ、健康増進のための保健活動の充実や、内臓脂肪型肥満等（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査・保健指導の充実を図る必要があります。

しかし、現状では、特定健康診査（メタボ健診）の受診率が低いため、健康診査の重要性について周知・啓発等を行い、受診率を高めていく必要があります。

基本方針

市民の健康観や意識を尊重し、市民が主体的に目標をもって取り組む健康づくりを、地域社会等と一体となって、支援できる環境づくりを推進していきます。

施策の体系

- 市民の健康づくりを支援する 30 健康づくり体制を強化する
- 31 保健事業を充実する

単位施策

30 健康づくり体制を強化する

講演会、各種相談・教室等を充実し、市民の健康づくりや食育の推進を図ります。

主な事業

- ・料理講習会・教室
- ・健康づくり講演会
- ・健康相談・教室



成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
注1 健康づくり講演会、各種事業の参加者数	—	—	30,286人	32,100人
健康であると思っている市民の割合	72%	75%	75%	80% (80%)

31 保健事業を充実する

疾病の発生を予防し、市民の健康づくりを推進するために、健康診査等の保健事業をさらに充実します。

主な事業

- ・健康診査等及び相談事業
- ・「暑さ対策」まちなかオアシス事業
- ・乳幼児健診及び相談事業
- ・「暑さ対策」熱中症予防グッズ配布事業

成果指標	前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
注2 特定健康診査の受診率	27.6%	65%	24.1%	60% (70%) 
乳幼児健診の受診率	91.8%	93%	94.3%	97% (95%) 
熱中症救急搬送者数	—	—	143人	100人

注1 健康づくり講演会、各種事業の参加者数：前期基本計画では市外・県外からの参加者も含まれていましたが、後期基本計画では市民の参加者のみを計上することとしました。

注2 特定健康診査：平成20年4月から生活習慣病に関する特定健康診査が保険者に義務付けられたことより、成果指標を従来実施されていた基本健康診査から特定健康診査に変更しました。

前期基本計画での取組状況

二次救急医療体制を確保するため、熊谷・深谷地区病院群輪番制病院運営費及び太田地区病院群輪番制病院運営費、熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業参加輪番病院に対する運営費の補助を行いました。

また、初期救急医療体制を確保するため、休日・夜間急患診療所の運営を行いました。

現状と課題

健康は全ての人の願いであり、幸福で充実した生活を営むための基本的な条件です。

現在、医療機関の協力のもとに、市民の疾病予防、健康管理、治療の一貫した医療体制の確立と、誰が、いつ、どこの医療機関にかかっても患者に最も適した医療が提供できるように、かかりつけ医と中核病院が連携して診療を行う「病診連携」に努めています。

休・祝日、年末年始、夜間における二次救急医療（入院治療・手術に対応できる救急医療）に関しては、本市、行田市、深谷市、寄居町の3市1町が連携して8病院の協力のもと輪番制（熊谷・深谷地区病院群輪番制）を実施し、対応しています。

また、太田市内5病院による二次救急医療の輪番制（太田地区病院群輪番制）も、太田市、大泉町、本市の2市1町で実施し、対応しています。

小児救急医療に関しては、本市、深谷市、本庄市など近隣8市町が広域的に連携し、2病院の協力のもと輪番制（熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療輪番制）を実施し、対応しています。

最近では、二次救急医療に従事する小児科医師の不足等により、救急患者の搬送先の決定に相当な時間を要することがまれにあり、その体制の確保が求められています。

今後は、先進医療機関の誘致等を含めた、地域医療体制の充実を図る必要性があります。

基本方針

埼玉県、関係医療機関、各市町等と連携し、救急患者の受入れなど、適切な救急医療が受けられるよう体制の確保と充実を図ります。

施策の体系

医療体制を充実する 32 救急医療体制を充実する

単位施策

32 救急医療体制を充実する

市民が安心して暮らせるよう、特に、休日、夜間の体制の確保と充実を図ります。

主な事業

- ・熊谷・深谷地区病院群輪番制病院運営事業
- ・熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業参加輪番病院に対する運営費補助
- ・休日・夜間急患診療所の運営
- ・小児救急医療医師派遣支援事業

成果指標		前期基本計画 策定時の 現状値	前期 めざそう値	現状値	後期 めざそう値 〔前期基本計画での めざそう値10年後〕
注1 救急医療に従事する病院数 (熊谷・深谷地区)		—	—	8件	8件
注2 小児救急に従事 する病院の診療日 数(熊谷・深谷・児 玉地区)	日・祝日 の日中	—	—	60日	72日
	平日も含 めた夜間	—	—	256日	365日

注1 救急医療に従事する病院数(熊谷・深谷地区)：県が指定する医療圏の区域変更に伴い、前期基本計画での「熊谷地区」が、後期基本計画では「熊谷・深谷地区」となりました。また、前期基本計画では「救急医療に従事する病院数(太田地区)」も成果指標としていましたが、後期基本計画では削除しました。

注2 小児救急に従事する病院の診療日数(熊谷・深谷・児玉地区)：前期基本計画では「病院数」を成果指標としていましたが、「診療日数」による方がより状況を的確に把握できると考え、指標を変更しました。